

## NEW TOPICS

## ◆中小企業が取り組む「健康経営優良法人 2018」のポイント◆

## 【「健康経営優良法人」とは？】

経済産業省が主導し、特に優良な健康経営を実践している企業等を選出し、顕彰する「健康経営優良法人 2018」の中小規模法人部門の申請受付が 11 月 6 日にスタートしました。

健康経営優良法人認定制度は、大規模法人部門(ホワイト 500)と中小規模法人部門で認定基準が異なり、従業員や求職者、関係企業や金融機関等から「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として、社会的に評価を受けることができる環境整備を目標としています。

今年が初回となった「健康経営優良法人 2017」では、大規模法人部門で 235 法人、中小規模法人部門で 318 法人が認定されました。

## 【認定の評価項目は？】

健康経営優良法人(中小規模法人部門)の認定を受けるには、以下の認定基準、評価項目を満たすことが必要です。

- (1) 経営理念(経営者の自覚)…健康宣言の社内外への発信および経営者自身の検診受診
- (2) 組織体制…健康づくり担当者の設置
- (3) 制度・施策実行…定期検診受診率、ストレスチェックの実施、適切な働き方実現に向けた取組み、病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取組み、過重労働対策、メンタルヘルス対策など
- (4) 評価・改善(保険者へのデータ提供)
- (5) 法令遵守・リスクマネジメント

なお、評価基準、評価項目の詳細については、経済産業省のホームページに掲載の「健康経営優良法人(中小規模法人部門)2018 認定基準」、「健康経営優良法人(中小規模法人部門)2018 認定基準解説書」より確認できます。

## 【申請の流れ】

健康経営優良法人(中小規模法人部門)の申請手続きは以下の通りです。

- ・所属する保険者が実施している健康宣言等に参加
- ・認定制度の評価項目に掲げる事項に取組み適合状況を自主確認。申請様式に必要事項を記載し、主たる保険者に認定申請書を提出(12月8日まで)
- ・主たる保険者が申請書を取りまとめ、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会事務局へ提出
- ・日本健康会議健康経営優良法人認定委員会による受理、審査
- ・日本健康会議健康経営優良法人認定委員会による認定(平成30年2月)

## ◆企業の「受動喫煙防止」に関する取組みの状況◆

## 【5割以上が「完全分煙」】

国の取組みとして受動喫煙防止対策が叫ばれる中、事業所を全面禁煙したり、分煙対策を講じたりしている企業も多くなってきました。

帝国データバンクが実施した「企業における喫煙などに関する意識調査」(調査対象:2万3,341社、有効回答企業1万212社、回答率43.8%)でも、自社の主要事業所内の喫煙状況について、「完全分煙」(適切な換気がされている喫煙場所がある、または屋外に喫煙場所を設けている)とした企業が56.2%と最も多くなっていました。また、社内での喫煙を全面的に不可とする「全面禁煙」が22.1%となっており、以下、「不完全分煙」(10.0%)、「特に喫煙制限が設けていない」(7.3%)、「時間制分煙」(3.4%)と続いています。

## 【業界・地域別の差が大きい】

取組みには業界別・地域別で差が見られます。

全面禁煙割合について、業界別では「不動産」(44.1%)が4割超と最高となっており、「金融」(38.2%)、「サービス」(33.2%)と続いています。低い方では、「農・林・水産」(11.3%)、「製造」(11.7%)、「運輸・倉庫」(14.0%)、「建設」(18.3%)となり、

業界別の違いが大きい結果となりました。

また、地域別では、その他の地域がいずれも15~19%となっている中、「南関東」が28.9%、「近畿」が23.6%と、大都市圏での割合が高い傾向です。

## 【法令等による全面禁煙化の影響は？】

現在、東京オリンピックの開催等も控えている中、厚生労働省や地方自治体の施策としても、公共施設での全面禁煙化の動きが始まっています。

今後、法令等により全面禁煙が実施された場合、自社にどのような影響あると予想されるかについて、「影響はない」とした回答が約7割と最も高くなっています。「プラスの影響がある」(8.0%)、「マイナスの影響がある」(7.9%)とした企業を業種別に見ると、「プラスの影響がある」では「教育サービス」(22.7%)が最も高く、「マイナスの影響がある」では「飲食店」(47.6%)が半数近くを占めました。

## 【今後も進むことが予想される禁煙化の動き】

喫煙率を下げるための国を挙げた取組みは今後も続いていきそうですが、企業でも、業種による違いはありそうですが、その影響は少なからず受けていくことが予想されます。引き続き国や地方自治体における規制強化の動きを注視していきたいところです。

## ◆年金機構から「マイナンバー等確認リスト」が届くかもしれません◆

日本年金機構が管理している情報(氏名、性別、生年月日、住所)と住民票記載情報が相違している等の理由により、年金機構においてマイナンバーの確認ができない被保険者が存在しているとのことです。

そのため、マイナンバーが確認できない被保険者や被扶養配偶者(第3号被保険者)が在籍する事業所宛に、平成29年12月中旬以降、順次「マイナンバー等確認リスト」が送付されます。

## 12月の社会保険と労務

◇12月はいよいよ年末調整業務の本番です。税法上の扶養人数の算定、各種保険料控除証明書の確認、給与への年税額の反映、給与支払報告書の準備等煩雑な作業となりますので、遺漏のないよう業務を行いましょ。

◇冬季賞与を支給する会社は、賞与支払届を管轄の年金事務所(健康保険組合)に提出して下さい。賞与に対する厚生年金保険料は、将来の年金額に反映されますので、忘れずにお願いします。

【お断り】この欄は、相談顧問契約のお客様を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

## 編集後記

今月号より編集担当として復活することになりました。今後も皆様にとって有意義となる情報を配信してまいります。宜しくお願ひ致します！ (田中)



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-9-4 ODAビル7階

TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672

E-mail: tsukue\_sr@tsukue-partners.com

<http://www.tsukue-partners.com/>